

滝沢市教育委員会 ハラスメントに関する相談・苦情取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、セクシュアルハラスメントの防止等に関する基本方針、育児休業等に関するハラスメントの防止等に関する基本方針、妊娠、出産等に関するハラスメントの防止等に関する基本方針及びパワーハラスメントの防止等に関する基本方針（以下「基本方針」と総称する。）を受け、職員からのハラスメントに関する相談・苦情の処理について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「ハラスメント」とは、基本方針にそれぞれ規定するセクシュアルハラスメント、育児休業等ハラスメント、妊娠、出産等ハラスメント及びパワーハラスメントをいう。

(相談・苦情窓口及び相談員の設置)

第3条 ハラスメントに関する相談・苦情窓口（以下「相談・苦情窓口」という。）を、教育総務課に設置し、教育総務課長及び教職員サービス担当を相談員とする。

(相談・苦情への対応)

第4条 ハラスメントに関する相談・苦情があった場合は、相談・苦情窓口の相談員は速やかに、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 関係者から事実関係を確認し、相談・苦情に係る問題の解決に当たること。

(2) 必要に応じ関係機関等と連携して問題の解決に当たること。

2 相談員は、他の任命権者の職員からハラスメントに関する相談・苦情があった場合もこれに応じるものとする。

(プライバシーの保護)

第5条 ハラスメントに関する相談・苦情の処理を担当する職員は、関係者のプライバシーの保護に十分留意しなければならない。

(その他)

第6条 この要領の実施に関し必要な事項は、教育総務課長が定める。